

住宅火災保険 (住宅物件用)

住宅火災保険 は、住居専用建物およびその収容家財を対象とした火災保険です。

1. 火災損害のほか落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災（20万円以上の損害に限ります。）による損害を補償します。
2. 上記のほか、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金をお支払いすることができます。
3. 火災、落雷、破裂・爆発の損害の防止または軽減のために要した有益な費用（損害防止費用）をお支払いします。

火 災



落 雷



破裂・爆発



風災・雹災・雪災
(損害額が20万円以上の場合)



水道管の凍結による破裂はお支払の対象となりません。

さらにおすすめ

価額協定保険特約

建物・家財を評価させていただき、その評価額（再調達価額）を基準にご契約いただく特約です。

1. お支払いする保険金だけでもとどおりの建物・家財が再築・再取得できます。
2. プラス10%の特別費用
建物・家財が全損（全焼、全壊）の場合は、200万円を限度に特別費用保険金をお支払いします。

地震保険について

地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする、火災、損壊、埋没、流出による損害に対しては、住宅火災保険では保険金をお支払いできません。

このため、「地震保険」を別途おつけ願います。（詳しくは取扱代理店、営業店にご相談下さい。）

告知義務および通知義務等について

(1) 告知義務

①ご契約時に弊社に重要な事項を申込書にご記入いただく義務（告知義務）があります。ご契約時に事実を正確にご回答ください。

- ・保険の対象の所在地 ・建物（注）の構造・用法
 - ・この保険契約と同一の損害または損失を補償する他の保険契約の有無（共済契約も含む） など
- （注）保険の対象が家財の場合には、保険の対象を収容している建物をいいます。

②上記の告知をいただく事項のうち、損害の発生の可能性に関する重要な事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をされますと保険金をお支払いできない場合やご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。

③上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。弊社の取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約締結の代理権および告知受領権を有しております。

(2) 通知義務等

①ご契約後に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者は遅滞なくその旨を取扱代理店または弊社にご通知ください（注）。故意または重大な過失によりご通知がない場合、保険金をお支払いできないことや契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

- ア. 建物や家財などの保険の対象を他の場所に移転した（する）こと
- イ. 建物の構造または用途を変更した（する）こと（空家になる場合を含みます。）

②ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合は、減少した日以降、保険金額の減額を請求することができ、その減額した部分に対応する保険料を返還します。また、この保険契約で補償される損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、減少した日以降、その減少した部分に対応する保険料を返還します。

③保険の対象の所在が日本国外となったために損害の発生が増し、この保険の引き受け範囲を超えることとなった場合、ご契約を解除させていただくことがあります。

住宅火災保険でお支払いする保険金一覧表 (住宅物件用)

1. お支払いする保険金および費用保険金			
① 保険金：次の(1)～(4)の事故によって、保険の目的が損害を受けたときに「損害保険金」をお支払いします。			
	保険金をお支払する場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
損害 保 険 金	(1)火災	$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額 (ご契約金額)}}{\text{保険価額 (時価)} \times 80\%}$ [保険金額または損害額のいずれか低い額が限度]	(i)ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (ii)火災等の事故の際の紛失・盗難 (iii)戦争、内乱その他これらに類以の事変または暴動 (iv)地震・噴火またはこれらによる津波 (v)核燃料物質に起因する事故 上記(i)～(v)については、下記②の費用保険金についても共通です。(ただし、上記(iv)は下記地震火災費用保険金には適用しません)
	(2)落雷		
	(3)破裂・爆発		
	(4)風災・雹災・雪災		
② 費用保険金：上記の事故のとき、直接損害以外の様々な費用を補償するものとして、「費用保険金」をお支払いします。			
	費用保険金の種類	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
	臨時費用保険金 (例：仮住まいの費用)	(1)～(4)の事故で保険金が支払われる場合 損害保険金×30% [1事故1構内(敷地内)につき100万円限度]	
	残存物取片づけ費用保険金 (例：焼跡の整理にかかる費用)	(1)～(4)の事故で保険金が支払われる場合で、残存物取片づけ費用が生じた場合 実費 [損害保険金×10%限度]	
	失火見舞費用保険金 (例：近所へのお詫びにかかる費用)	(1)および(3)の事故で他人の所有物に損害を与えた場合 被災世帯数×20万円 [1事故につき、保険金額×20%限度]	・第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発による損害 ・煙損害または臭気付着による損害
	地震火災費用保険金 (例：地震により発生した火事により生じた費用)	地震・噴火または、これらによる津波を原因とする火災により建物が半壊以上となったとき、または保険の対象が家財の場合、収容建物が半壊以上あるいは家財が全壊となったとき 保険金額×5% [1事故1構内(敷地内)につき、300万円限度]	
③ 損害防止費用：損害の防止または軽減のために要した有益な「費用」をお支払いします。			
	お支払いする費用 (例：消火に使った消火剤の費用)	(1)～(3)の事故で損害の防止または軽減のために要した有益な費用を支出した場合 $\text{実費} \times \frac{\text{保険金額 (ご契約金額)}}{\text{保険価額 (時価)} \times 80\%}$ (実費が限度)	
2. ご希望によりお付けになれる主な特約			
<お支払する保険金の算出方法に関する特約>			
●面額協定保険特約			
① 再取得費用を補償する特約です 住宅火災保険では保険の目的の評価額を「時価」でお決めいただけますが、「面額協定保険特約」でご契約になると、評価額「新価(同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額)」でお決めになることができますので、「新価」いっぱいをご契約された場合は、支払われる保険金だけで建物または家財の再築・再調達ができます。			
② 特別費用保険金をお支払します 全損(全焼、全壊)のときは、支払われる損害保険金の10%(200万円限度)を特別費用保険金としてお支払します。			
③ 他に長期保険契約がある場合のご注意 他の長期保険契約の保険金額とこの契約の保険金額を合計して保険面額に満たないときには、この特約に基づく保険金をお支払できないことがあります。他の長期保険契約が満期・解約等になる場合はご連絡ください。			
●風災等支払方法変更特約			
風災・雹災・雪災による損害に対して、損害額にかかわらず、自己負担額5万円をさし引いて保険金をお支払いします。			
このリーフレットは、商品の概要を説明したものです。契約内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は「重要事項等説明(契約概要、注意喚起情報)」をご覧ください。取扱代理店、営業店にお問い合わせください。		取扱代理店	ニューインディア保険会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル901 TEL03-3214-4711 (代) http://www.newindia.co.jp